

第二部 物流EDIを導入するためには

2.1 物流EDI標準JTRNの導入手順

2.1.1 物流EDI導入の考え方

物流EDIを短期間、低コストで導入するためには、「標準」を採用するのが最良の方法です。我が国の物流業界においてはCII標準を採用した「物流EDI標準JTRN」がそれに当たります。

2.1.2 導入スケジュール例

表2-1 導入スケジュール例

項目	スケジュール					備考
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	
計画						
体制の検討	↔					
①構築スケジュールの立案	↔					計画表
社内関連						
経営者への提案	↔					
関連部署への説明		↔				
業務方式の説明				↔		業務マニュアル
システムオペレーション教育				↔		
取引先との打ち合わせ						
②情報内容の調整		↔				
③標準メッセージとデータエレメントの決定			↔			
④運用ルール決定 (運用時間、締切時刻等)			↔			運用規約
システム構築						
⑤ハード・ソフトの手配		↔	↔			
⑥データエレメントのマッピング				↔		
⑦通信回線の手配		↔	↔			
部門コードの設定		↔				
⑧トランスレータの手配 接続試験			↔		↔	
標準企業コードの登録		↔				企業コード登録書
契約・費用関連						
費用負担の決定			↔			
⑨EDI取引契約書の作成			↔			
EDI取引契約の締結				↔		

数字 : 次章の導入手順の項番を示しています。

物流EDIの導入期間は、前ページの表2-1では、EDI導入を決定してから、EDI取引開始まで3ヶ月間となっていますが、小規模のEDI取引の場合には、さらに期間の短縮が可能です。

2.1.3 JTRNの導入手順

表2-1の標準的な物流EDI導入スケジュールにそって、「JTRN」を導入していく場合の手順を以下に説明します。

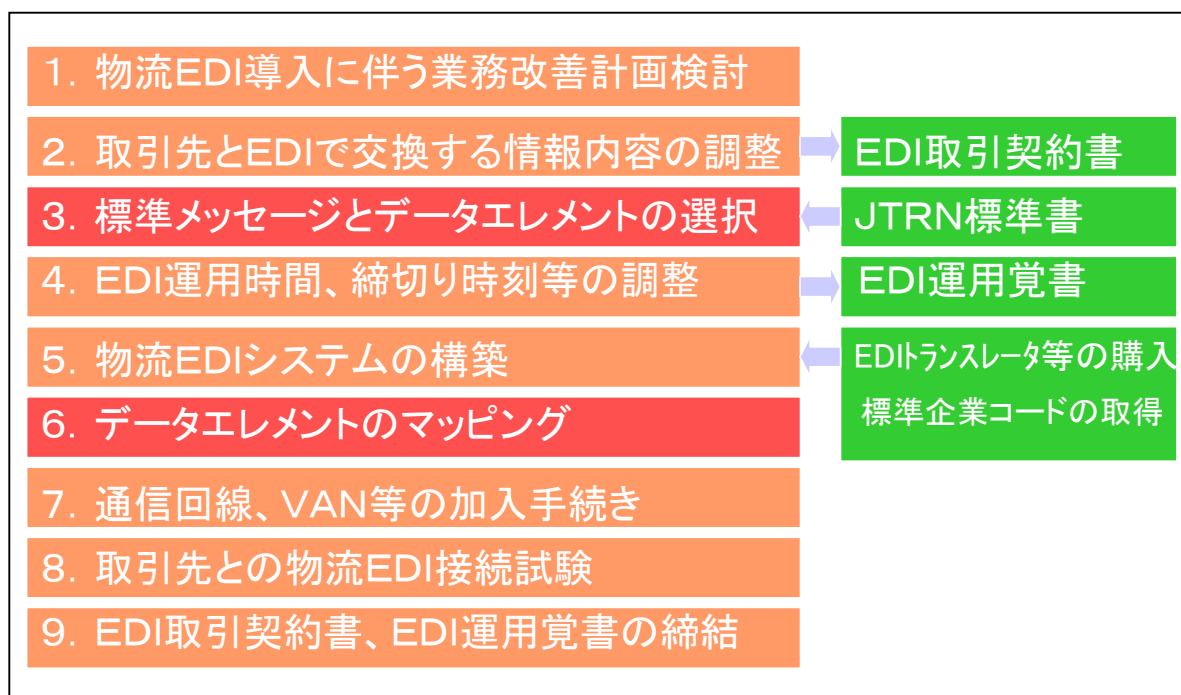


図2-1 物流EDI導入手順

(1) 物流EDI導入に伴う自社内の業務改善計画検討

最初に、物流EDI導入に伴う自社内の業務改善計画を立てます。物流EDI導入により大きなメリットを上げるためには、物流EDIをただ導入するだけでなく、物流EDIの導入に合わせて業務改善を行うことが大切です。

(2) 取引先とEDIで交換する情報内容の調整

次に取引先とEDIで交換する情報内容について調整を行います。ここで「EDI取引の契約書」の準備を行うとよいでしょう。

この「EDI取引契約書」は、基本的な運送契約を結んでいる当事者間において、電子データ交換(EDI)を円滑に推進するために締結する契約書です。

EDI取引契約書のモデルに、物流EDIセンターにて作成しました「物流EDI取引の協定書(モデル)」があります。

この物流EDI取引協定書(モデル)は、物流EDI標準JTRNを導入する場合に適用できるよう作成されており、ひな形として利用されることをお勧めします。ひな形については、巻末の資料編に掲載しました。

物流EDI取引協定書（モデル）は、16条から構成されています。一つの条文に解説が付けられています。

物流EDI取引協定書（モデル）（案）

「物流EDI取引協定書（モデル）」は、JIPDEC/CIIの「データ交換協定書（参考試験）」をベースとして、物流業界の特性を考慮した修正を行い標準協定書として定めたものである

物流EDI取引協定書（モデル）

（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲を荷送人（または寄託者）、乙を運送事業者（または倉庫事業者）とする甲乙間における別紙記載の運送（または寄託物保管等）に関する継続的取引（以下「本件取引」という）を「物流EDI標準JTRNに基づく電子的なデータ交換」（以下「データ交換」という。）により円滑かつ合理的に推進するために、次のとおり協定を締結する。

第1条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引をデータ交換により成立させることに合意する。

第2条 適用範囲

1. この協定は、データ交換を利用して行う甲乙間の個々の取引およびその付帯業務について適用する。
2. データ交換を利用して行う甲乙間の個々の取引およびその付帯業務の内容は、甲乙別途協議のうえ決定する。
3. 第2項について甲乙合意のうえ、随時その内容を変更することができる。

第3条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、データ交換の安全および信頼確保のための手順、データの伝達方法、データ保存および交付、システムの異常、故障発生時に伴う処置その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という）で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要性が生じた場合には、その変更に伴う費用負担を含め、甲乙間で事前に協議を行い合意のうえ変更する。

図2-2 物流EDI取引協定書（モデル）

（3）標準メッセージとデータエレメントの選択

JTRNの標準書から取引先とEDI交換を行う「標準メッセージ」や「データエレメント」の選択を行います。物流EDI導入作業の中で非常に重要な部分です。

ここでいう「標準メッセージ」とは、コンピュータが理解できるような形式で組立てられた一つの情報の集合をいいます。JTRNでは、運送依頼メッセージ、出荷依頼メッセージなど全部で30種類の標準メッセージが既に開発され、標準集に収められています。（1.2章参照）

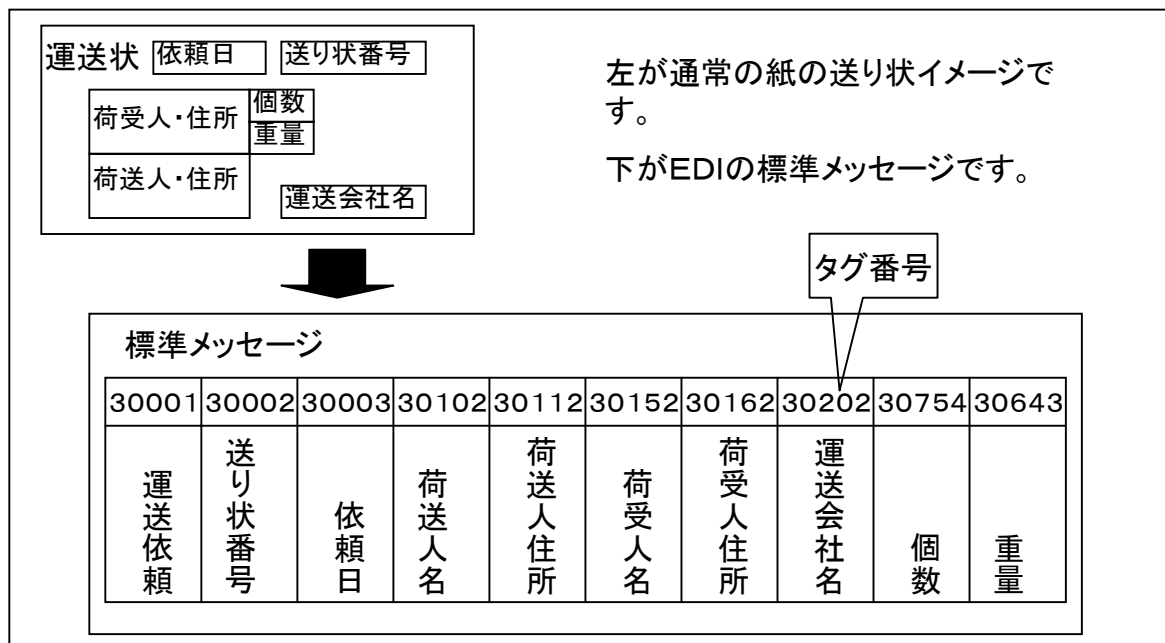


図 2 - 3 送り状と標準メッセージ

標準メッセージを選定するには、まず、取引先との情報交換内容と業務フローの整理を行います。

次に、取引先との情報交換にマッチする標準メッセージを標準集の中から選択します。合わせて、伝送頻度、伝送時間帯、伝送量等の検討も忘れてはいけません。

データエレメントとは、標準メッセージに含まれるデータ項目のことで、JTRNではデータエレメントごとに「タグ番号」が付けられています。図2-2の「30001」「30002」・・・がこのタグ番号です。この番号は、コンピュータがデータ項目を識別するための番号であって、私たちが個人を識別する時の「名前」と同じ意味と考えればわかりやすいでしょう。

このデータエレメントの選択にも、JTRNの「標準集」を利用します。メッセージごとに自社のデータ項目に該当するデータエレメントを選択していきます。この時に注意することは、同じ名前を捜すのではなく、同じ意味の項目をデータエレメント・マトリックス表のエレメント定義、及びエレメント補足説明を参考に見つけ出します。

どうしても同じ意味のデータエレメントがJTRNに無い場合は、物流EDI推進委員会へ追加の申請を行うことになります。

申請方等については、本手引きの「1.2.2章」で説明をしています。

また、物流EDI「Q&A」集（物流EDIセンターのインターネットホームページ「<http://www.transport.or.jp/edi/index.html>」でも公開されています。）にも関連する記載がありますので、参考にしてください。

基本的には、ユーザーが必要なデータエレメントは追加が認められます。安心して導入作業を進めることができます。

(4) EDI運用時間、締切り時刻等の調整

次に、EDI運用時間や締め切り時刻等の調整を行います。決定した事柄をEDI運用に関する「覚書」という形で、取り交わします。

EDI運用に関する「覚書」には、受信確認メッセージを交換するか否か、データを何時に交換しようとか、トラブルが発生した場合の連絡方法・代替手段などの処置方法、費用負担などについて取り決めて記載します。

(5) 物流EDIシステムの構築

いよいよEDIトランスレータ等を購入し、システムを作ります。構築に当たっては、トランスレータを販売しているベンダー、メーカーに相談されるのがよいでしょう。

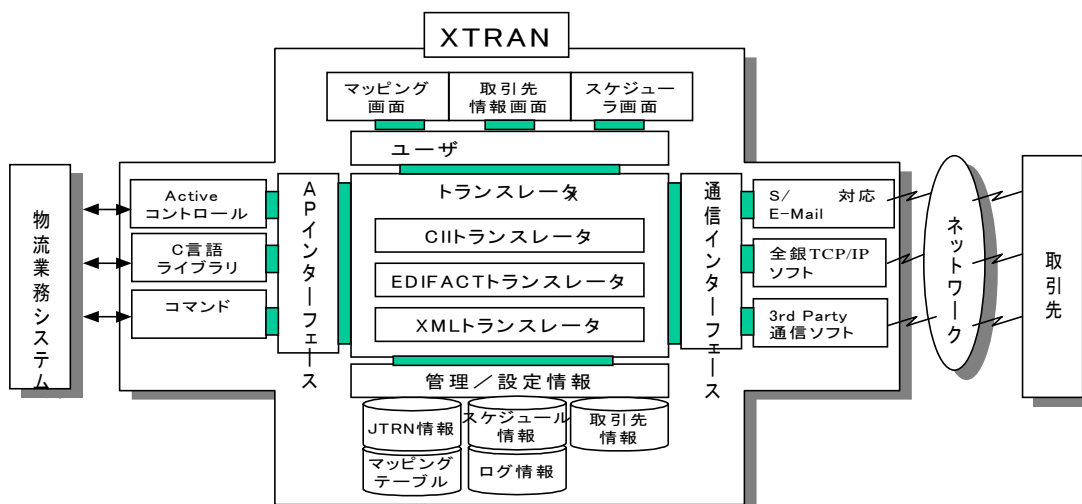
EDIトランスレータについては、2001年12月に、物流EDI汎用トランスレータ「クロストラン」(XTRAN)が開発され活用できるようになりました。

「クロストラン」(XTRAN)は、(社)日本ロジスティクスシステム協会(JILS)が、高度物流情報化システム開発事業(ALIS)において、中小企業への物流EDIの普及を促進するため、低価格でユーザに提供していくために開発を行ったものです。標準価格は5万円(税別)です。

下記のホームページで申込みを受付けています。

<http://www.transport.or.jp/jrs/xtran/>

この「クロストラン」(XTRAN)は、CIIトランスレータの機能のほかに、EDIFACTトランスレータ機能およびXMLトランスレータ機能を持っています。また、全銀TCP/IP通信機能とEメール通信機能を内蔵しています。また、初期設定ウィザード機能を持っており、初心者でも簡単に使用できるような配慮がなされています。図2-4にXTRANの機能構成図を示します。



出所：(社)日本ロジスティクスシステム協会(JILS)

図2-4 クロストラン(XTRAN)の機能構成図

次に、「クロストラン」(XTRAN)を使った「EDIの仕組み」を図2-5に示します。

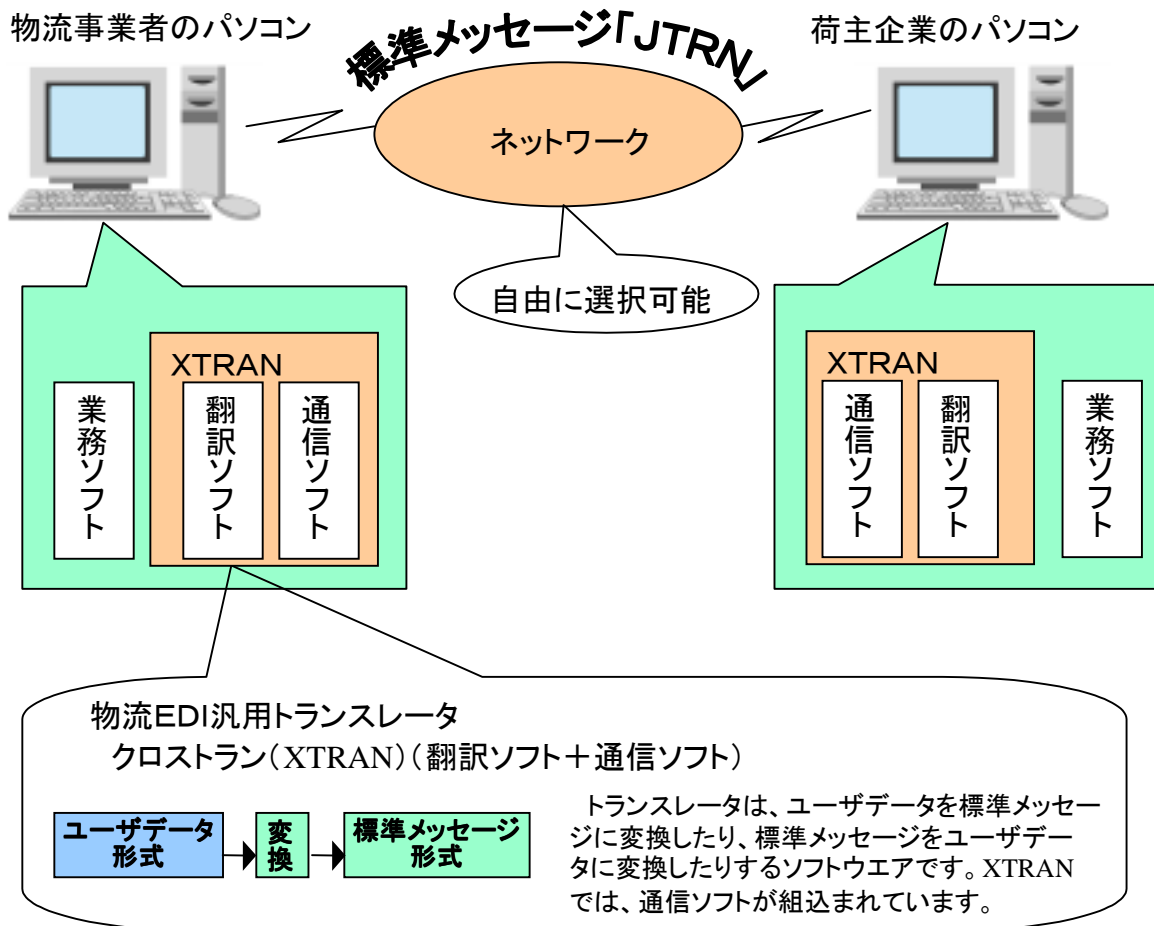


図2-5 EDIの仕組み

EDIトランスレータを含め、EDIに必要なソフトウェア(業務ソフト、翻訳ソフト、通信ソフト)が一つにパッケージされた「オールインワン・パッケージソフトウェア」も製品として販売されています。

* 標準企業コードの取得について

トランスレータの導入とともに、E D I取引を初めて行なう場合には、標準企業コードの取得が必要です。日本の産業界で横断的にE D Iを円滑に行なうために、企業コードを統一・管理しています。

「JTRN」を利用するには、(財)日本情報処理開発協会電子商取引推進センターが管理している「標準企業コード」の取得が必要です。

標準企業コードを取得するには、当物流E D Iセンター内に開設しました「標準企業コード登録センター」で受付をしています。登録料も大幅割引となっています。

表2 - 2 標準企業コードの登録料

会員区分	資本金	登録(更新)料 円(消費税別)
日本物流団体連合会 / 物流E D Iセンター会員	資本金1億円以下	5,000
	資本金1億円超	10,000
日本物流団体連合会会員・賛助会員	資本金1億円以下	8,000
	資本金1億円超	15,000
日本物流団体連合会会員である各関連団体の会員	資本金1億円以下	8,000
	資本金1億円超	20,000
その他	資本金1億円以下	20,000
	資本金1億円超	40,000

(更新; 3年毎)

標準企業コードを登録するには、物流E D Iセンターのホームページ上から入手できる申込書により申請、または物流E D Iセンターへ連絡し申請書を入手します。詳細は、以下のホームページURLを参照してください。

<http://www.transport.or.jp/edi/index.html>

標準企業コードは、(財)流通システム開発センターが管理している流通業界の「共通取引先コード」とは別のものですが、既に共通取引先コードを取得していれば、その先頭に「0」を付けて標準企業コードとして使用できますので、あらためて標準企業コードを取得する必要はありません。

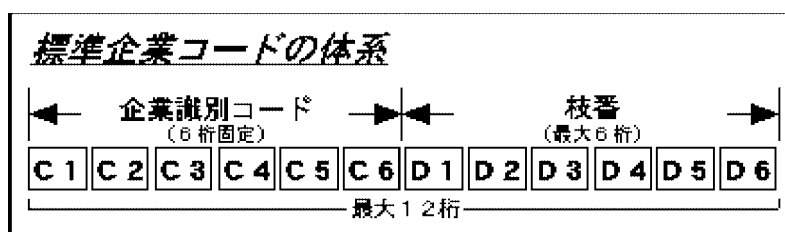


図2 - 6 標準企業コードの体系

標準企業コードは、6桁の企業識別コードと6桁の枝番で構成されています。企業識別コード6桁については、登録申請により付与されます。枝番の6桁については、各企業が自由に付与して部門コードなどに使うことができます。

(6) データエレメントのマッピング

トランスレータに対して、ユーザファイルで定義しているデータエレメントと標準メッセージで定義しているデータエレメントとの対応づけを行います。このことをマッピングを行うといいます。例えば、自社のデータ項目の「トラック会社名」は、標準メッセージの「30201 運送事業者名(カナ)」を使用するというようにマッピングしていきます。このことによって、実際に使用するデータエレメントだけを選択して伝送することができるわけです。

図2-7の例では、データエレメントaからgまで7つのデータエレメントが定義されている標準メッセージがあります。このうちA社はa c eの3つのデータエレメントのみを使用し、B社はa c d g 4つのデータエレメントを使用します。自社のファイルでは、データエレメントaはデータエレメントの1に対応している、データエレメントcは自社のデータエレメントの2に対応している、・・・このように標準メッセージの定義ファイルと自社の固定長のファイルとを「データエレメントaとデータエレメント1」のように対応づけていくことをマッピングするといいます。

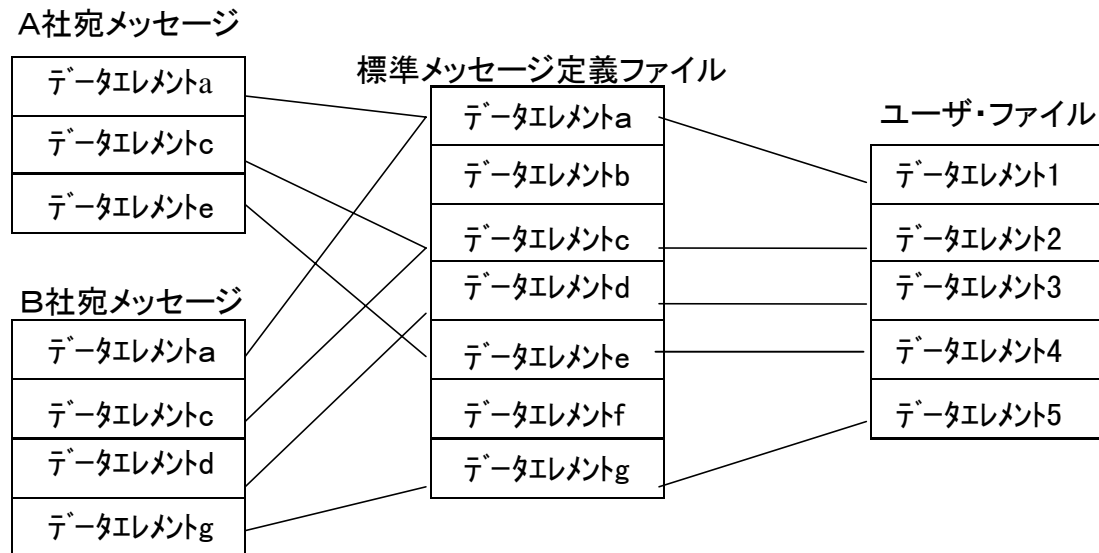


図2-7 データエレメントのマッピング

実際の標準メッセージの定義ファイルには、全てのデータエレメントが定義されています。運送依頼メッセージであれば、200を超えるデータエレメントが定義されています。C I I標準による「物流E D I標準J T R N」では、この中から選び出したデータエレメント、すなわちマッピングされたデータエレメントだけを伝送します。標準集の事例集にも記載の通り、200を超えるデータエレメントのうち、実際に使われているデータエレメントは19~58という少ない数で運用されています。

また、実際に送られるデータエレメントは、J T R Nの場合C I I標準メッセージ形式にして送受信されます。データエレメントにはそれぞれタグ番号とデータ長が付与され、必要な桁数だけを送受信することができます。このことを可変長といいます。従来の固定フォーマットによるオンライン取引方式と大きく異なるところです。

実際にJTRNを使用して、荷主とEDIを導入している運送会社の例を図2-8に示します。

200を超えるデータエレメントの中から、19項目だけを使用して物流EDIを行っています。

運送依頼情報(3001)

タグ番号	エレメント名	属性	繰返	備考
00002	情報区分コード	X(4)		『3001』を使う
00009	訂正コード	X(1)		1:新規, 2:変更, 3:取消
30002	運送送り状番号	X(20)		
30003	運送依頼年月日	Y(8)		
30005	出荷番号	X(20)		
30051	運送手段コード	X(2)		共通コード
30090	運送梱包総個数(依頼)	N(9)		
30091	運送梱包総重量(依頼)	N(7)V(3)		
30100	荷送人コード	X(12)		
30105	荷送人部門コード	X(12)		
30120	荷送人電話番号	X(12)		
30151	荷受人名(カナ)	X(100)		
30152	荷受人名(漢字)	K(100)		
30160	荷受人住所コード	X(20)		
30162	荷受人住所(漢字)	K(100)		
30170	荷受人電話番号	X(12)		共通コード
30200	運送事業者コード	X(12)		
30510	着荷指定日	Y(8)		
30511	着荷指定時刻(まで)	X(4)		共通コード

図2-8 A運送事業者とB荷主が実際に使用している運送依頼メッセージ

(7) 通信回線、VAN等の加入手続き

通信回線、VAN等の加入手続きを行いません。EDIでは、ISDN回線やインターネットなど、自由に回線を選ぶことができます。

(8) 取引先との物流EDI接続試験

通信回線の準備が整いましたら、いよいよ取引先とのEDI接続試験を行います。この作業もシステムをサポートするベンダー等が行うことが一般的です。

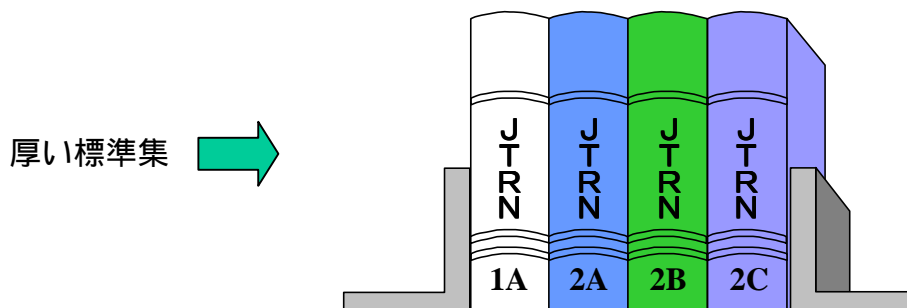
(9) EDI取引契約書、EDI運用覚書の締結

最後に手順2、4において打ち合わせを行なった「EDI運用覚書」「EDI取引契約書」を締結し、運用開始です。

休憩コーナー 疑問に思うこと Part 1

質問

JTRNの1つのメッセージで定義されているデータエレメント（データ項目）には、私の業界では必要ないものがいっぱい含まれています。標準で決められたものですので、これらのデータ項目を全て使用しなければいけないのでしょうか？



答え

いいえ、必要なデータエレメントだけ選んで使えばよいのです。

物流EDI標準JTRNは、可変長です。データエレメントのマッピングのところでご説明しましたが、必要なデータエレメントだけを送受信する方式を採用しています。

例えば、運送依頼メッセージでは200を超えるデータエレメントがありますが、実際にJTRNを導入している某運送会社では、19項目しか使用していません。これは、メッセージがどの業界でも使えるように汎用的に作られているからです。当然業種ごとに取り引のやり方に違いがあるので、ある事業者からみるとメッセージの一部だけで十分足りる訳です。

2.2 物流EDI導入事例

2.2.1 運送事業者と荷主企業のJTRN導入事例

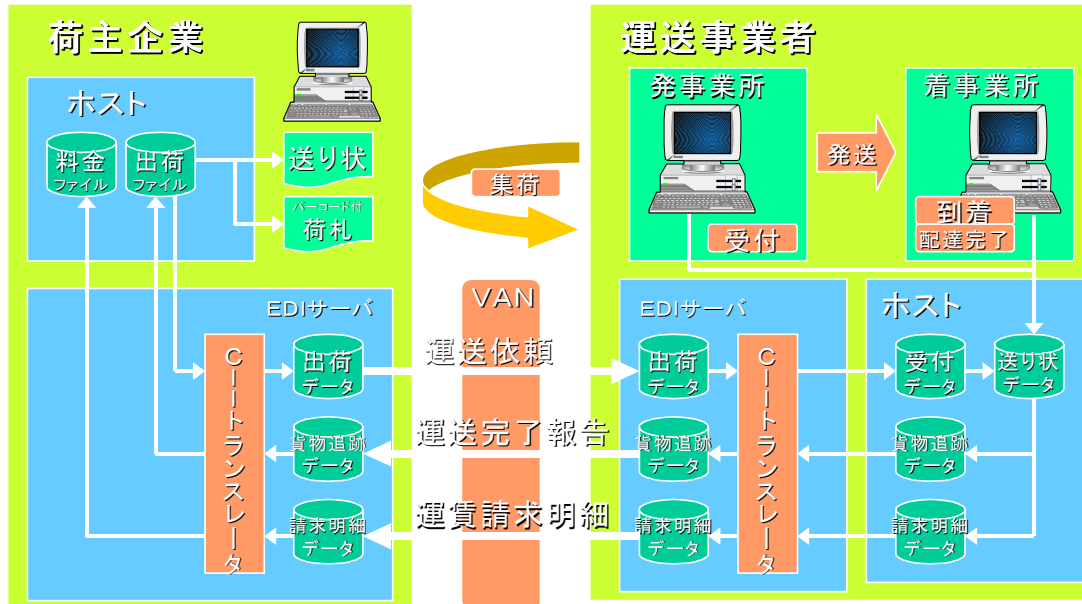


図2-9 JTRN導入事例(運送事業者対荷主企業)

図2-9は、大手運送事業者と大手メーカーのJTRN導入事例です。

使用したメッセージ

- ・ 運送依頼情報 (3001)
- ・ 運送完了報告情報 (3121)
- ・ 運賃請求明細情報 (3801)

使用したEDIトランスレータ

- ・ 荷主側・・・パソコン用T社製品
- ・ 運送事業者側・・・オフコン用S社製品

物流EDI導入の評価

- ・ 事務効率化、データ入力の削減、ビジネスサイクルの短縮がはかれた。
- ・ 開発工数が抑制できた。
- ・ 企業間をまたがる業務プロセス見直し(簡素化・標準化)の契機となった。

2.2.2 倉庫事業者と荷主企業のJTRN導入事例

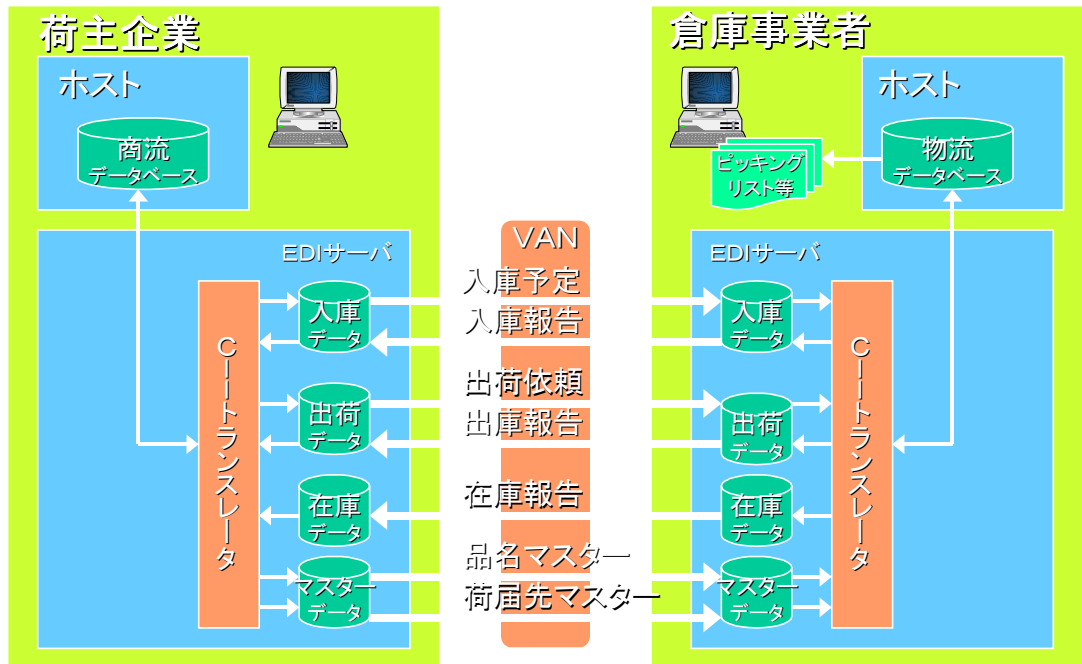


図2 - 10 JTRN導入事例（倉庫事業者対荷主企業）

図2 - 10は、大手倉庫事業者と大手荷主とのJTRN導入事例です。

使用メッセージ

- ・ 入庫予定情報（4101）
- ・ 入庫報告情報（4121）
- ・ 出荷依頼情報（4001）
- ・ 出庫報告情報（4021）
- ・ 在庫報告情報（4301）
- ・ 品名マスター情報（4901）
- ・ 荷届先マスター情報（4911）

使用したEDIトランスレータ

- ・ 荷主側、運送事業者ともにオフコン用F社製品

物流EDI導入の評価

- ・ 出荷におけるダブルエントリーが解消された。
- ・ 業務の人員を減らすことができた。
- ・ 料金を相互にチェックできるようになった。

2.2.3 中小運送事業者のJTRN導入事例

A荷主とB運送事業者の物流EDI導入事例です。

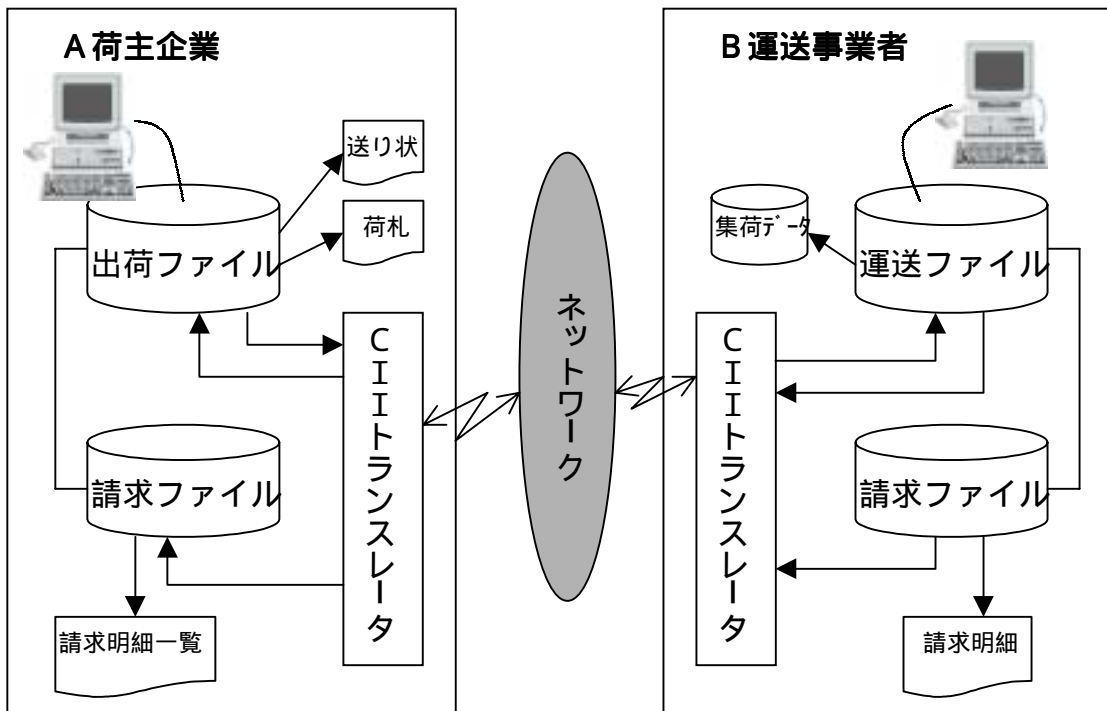


図2-11 システム概要

使用した運送依頼メッセージ

- ・情報区分コード、運送送り状番号など全部で22のデータエレメントを使用した。

EDIトランスレータ

- ・C I E I 推奨のパソコン用トランスレータを使用した。

データ件数は、1日に20～50件。

システムの操作開始から終了までの操作時間

- ・平均5分。(送受信時間、情報照会、帳票印刷時間を含む)

物流EDI導入の評価

- ・市販のトランスレータ、通信ソフトを使用して、パソコンで簡単にEDIシステムを構築できた。
- ・EDIで運送依頼を受けその情報を蓄積しておくことにより、その後の配達完了の管理、請求書の作成データに活用でき、情報の重複入力を避けることができた。

第三部 次世代EDI

3.1 インターネットEDI

インターネットやWWW (World Wide Web) の技術の成熟に伴い、電子商取引 (EC) が全世界で急速に拡大しています。

EDIは、ビジネスを目的としたコンピュータシステム間における標準化されたドキュメントの交換を行うものであり、ECのバックボーンとしても位置づけられています。ECの拡大に伴い、EDIはWeb上でも使用できるようにアップグレードすることが求められています。

そこで、注目されています「インターネット」を利用したEDIについて説明します。

3.1.1 インターネットEDIとは

通信回線にインターネット網 (The Internet) を利用したEDIをインターネットEDIといいます。通信方式では、Eメール方式のEDIやWebEDIなどがあります。

最近ではインターネットEDIの定義をもっと広義にとらえて、TCP/IPネットワーク、またはインターネット技術を使用したEDIをいう場合もあります。これには、通信回線に公衆回線を利用した「WebEDI」やエクストラネットを利用した「ファイル転送型EDI」や「Eメール型EDI」も含まれます。

3.1.2 インターネットEDIの特徴

インターネットEDIの特徴を以下に示します。

- ・通信コストが安い
- ・従来型VAN-EDIに比べて高速伝送
- ・既存ブラウザ (ホームページ閲覧ソフト) が利用できる
- ・社内と社外の接続が容易
- ・インターネット網ではセキュリティ、信頼性の対策が必要

3.1.3 インターネットEDIの通信方式

表3-1 インターネットEDIの通信方式

	通信プロトコル	概要
ファイル転送	FTP 全銀TCP/IP	EDIメッセージをファイル形式で送受信する。
E-mail	SMTP/MIME	EDIメッセージをEメール方式で送受信する。 CII標準などのEDIデータはMIME方式の の添付ファイルで送受信する。
Web方式	HTTP	EDIメッセージをHTML形式に変換しWeb サーバに登録。Webブラウザから閲覧・入力 する。

3.1.4 インターネットEDIの課題

従来からの「インターネットEDI」の主な課題を挙げると、以下の2点が挙げられます。

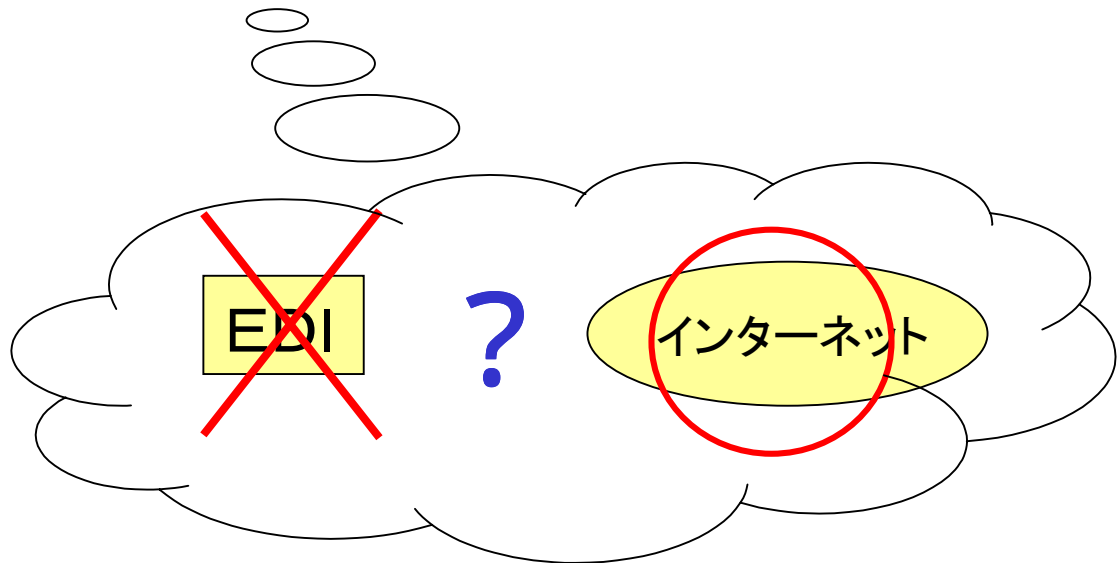
- ・Web-EDIでは、受注者側に人間が介在するので、業務の効率化に寄与しにくくなります。
- ・Web上の取引情報の意味情報が、荷主ごとに異なり、社内システムとの連動が困難になります。

これらの問題を解決するのが、次の第3.2章で述べるXML/EDIとされています。

休憩コーナー 疑問に思うこと Part 2

質問

インターネットを利用してデータ交換をすれば、EDIは必要ないのではないのでしょうか？私の知り合いのSEからも「トランスレータという余計なものを購入してEDIを行う時代は終わった。これからはインターネットの時代だ。」といわれました。



答え

そのお知り合いのSEの方は、EDIを誤解されています。たぶんEDIは、単なる通信手段の一つとわられています。EDIは、通信の手法ではなく、データの意味するところを標準化して、商取引を行うものです。

インターネットを利用する場合でも、取引する情報のデータエレメントやコードなどを標準化したEDIでデータ交換を行わなければ、企業間での取引はできません。

このため、Web-EDIやXML/EDIなど、インターネットEDIに適用するデータエレメントの標準化が、国内外で積極的に進められています。

3.2 XML/EDI

3.2.1 XMLとは

XML (eXtensible Markup Language) とは、文書の構造を記述する言語であり、1998年2月にWWWで利用される技術の標準化をすすめる団体であるW3C【World Wide Web Consortium】によって正式に勧告されました。Web-EDIで利用されているHTMLに代わるものとして、開発されました。

3.2.2 XML/EDI

XML言語を使用したEDIをXML/EDIといいます。このXML/EDIは、CII標準に似た特徴をもっています。独自のタグを設けて、情報の意味を定義する機能を持っています。このタグにより、物流EDI標準JTRNと同じようにデータエレメントを表現できます。

図3-1のJTRNのメッセージ構造と、図3-2のCII/XMLのメッセージ構造を比べてみると非常に似ていることがわかります。

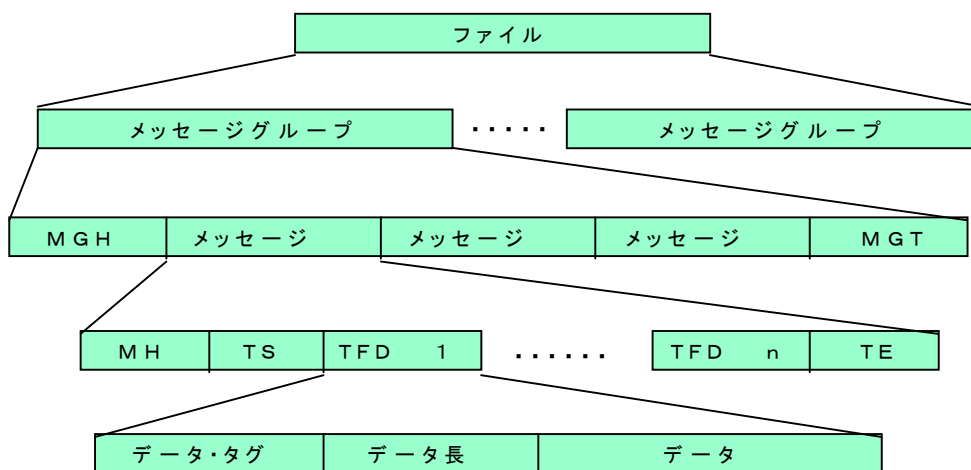


図3.1 JTRN (CII標準) のメッセージ構造

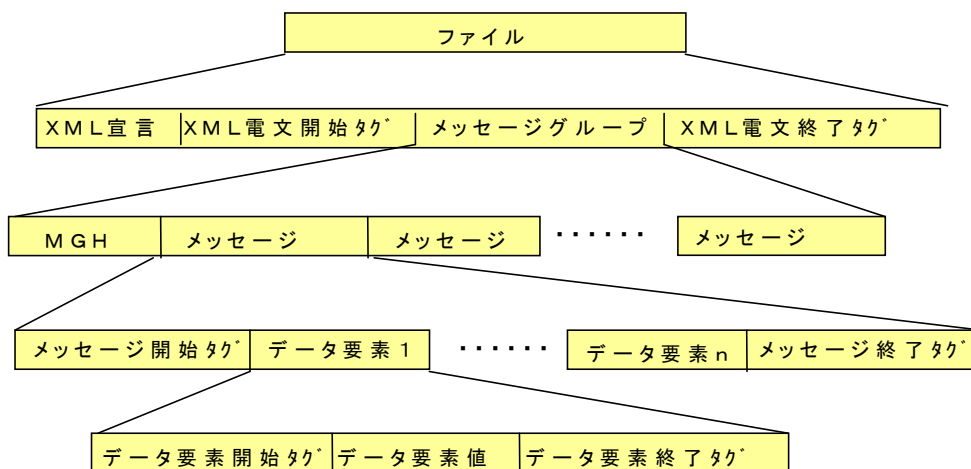


図3.2 CII/XMLのメッセージ構造

XML / EDIは、既存のEDI標準との併用を可能にするツールとして、多方面から注目を集めています。

このようにXML / EDIの標準化は、従来型EDIとの相互運用性を目指すとともに、安価・容易にWebEDIを実現しようと、標準化が進められています。

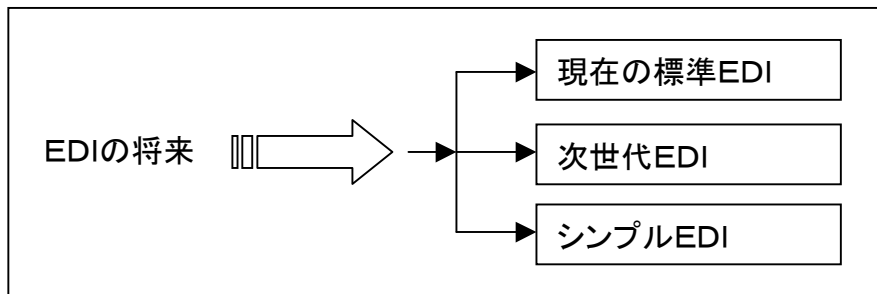
このことは、中小企業の皆さんが、参加しやすい環境が整ってくることを意味しています。

EDIの将来について、(財)日本情報処理開発協会電子商取引推進センターでは、次のように予想しています。ここ2、3年で新しい技術が次々と登場してきましたが、従来型EDIが決して無くなるわけではなく、今後3つの方向に集約されながら発展していくものと想定しています。

XML / EDIは、次世代EDIとシンプルEDIの2つの流れに集約されます。次世代EDIとは、オブジェクト指向を応用したビジネスモデルの分析手法を用いたEDIであり、既存の辞書(JTRNの標準集で定められたデータエレメント集)は使用できず、再構築する必要があります。

一方、シンプルEDIは、既存の標準化されたビジネスモデルに適用し、簡易で容易にEDIを実現します。辞書も標準EDIのまま使用できます。

将来、EDIは、以下の3つの方向に集約されるでしょう。



現在の標準EDIは、高速・大量・継続情報交換が必要な分野で、次世代EDIは、汎用・グローバルな電子ビジネス分野で、シンプルEDIは、個別グループの情報交換等で利用されます。

[出典: 電子商取引推進協議会(EDCom)標準XML/EDI普及促進WG資料より作成]

3.2.3 CII/XML EDI

CIIシンタックスルールに基づいて開発された「EDI標準メッセージ」をインターネットEDIでも活用するために考えられた手法として、1998年に(財)日本情報処理開発協会/電子商取引推進センター(旧(財)日本情報処理開発協会/産業情報化推進センター)から「CII標準ベースXML/EDIマッピング規則」が提案されました。1999年12月には、「ドラフト第9版」が公開されています。



しかし、この「CII標準ベースXML/EDIマッピング規則」は最小限の相互変換の規則を定めたものであるため、2000年度にEDIをサポートするベンダー各社の参加を得て、電子商取引推進センター内に技術委員会が設置され見直し作業が行われ、3月末にバージョン1.1が公開されました。

バージョン1.1は、CIIシンタックスルールとの完全な互換性を持たせた第一部と、CIIシンタックスルールへの変換は犠牲にしても簡単に運用したいユーザのための第二部の2つに分かれています。

物流EDIセンターでは、この改定されたマッピング規則をベースに、JTRNをXML/EDIに適用する場合の注意点等をまとめた「JTRNベースのXML/EDI運用ガイドライン」を作成しています。

物流 E D I 取引協定書 (モデル)(案)

「物流 E D I 取引協定書(モデル)」は、J I P D E C / C I I の「データ交換協定書(参考試案)」をベースとして、物流業界の特性を考慮した修正を行い標準協定書として定めたものである。

物流 E D I 取引協定書 (モデル)

_____ (以下「甲」という。)と _____ (以下「乙」という。)とは、甲を荷送人(または寄託者)、乙を運送事業者(または倉庫事業者)とする甲乙間における別紙記載の運送(または寄託物保管等)に関する継続的取引(以下「本件取引」という)を「物流 E D I 標準」TRN に基づく電子的なデータ交換(以下「データ交換」という。)により円滑かつ合理的に推進するために、次のとおり協定を締結する。

第 1 条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引をデータ交換により成立させることに合意する。

第 2 条 適用範囲

1. この協定は、データ交換を利用して行う甲乙間の個々の取引およびその付帯業務について適用する。
2. データ交換を利用して行う甲乙間の個々の取引およびその付帯業務の内容は、甲乙別途協議のうえ決定する。
3. 第 2 項について甲乙合意のうえ、随時その内容を変更することができる。

第 3 条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、データ交換の安全および信頼確保のための手順、データの伝達方法、データ保存および交付、システムの異常、故障発生時に伴う処置その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル(以下「運用マニュアル」という)で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、その変更に伴う費用負担を含め、甲乙間で事前に協議を行い合意のうえ変更する。

- 4 .この協定に定めた事項と運用マニュアルに定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

第4条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。

- (1) 発信者の同一性の確認手順
- (2) 発信者の作成権限の確認手順
- (3) データ入力誤りの確認手順
- (4) 伝送途上におけるデータ変質の確認手順
- (5) その他甲および乙が合意する事項

第5条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方または甲乙の承認したコンピュータ・ファイルに書き込むことにより行う。

第6条 読み出し不能データの取扱い

- 1 . 伝達されたデータの読み出しができない場合データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を _____ により通知する。
- 2 . 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。

第7条 受信確認

- 1 . 甲または乙は、相手方に対し、送信データの受信確認を求めることができる。この受信確認の方法は、特段の指定のない限り _____ の方法によるものとする。
- 2 . 前項の受信確認を受領した場合、当該送信データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。

第8条 データの確定

甲および乙は、伝達されたデータが第4条各号に定める安全確保のための手順にしたがって作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。

第9条 個別契約の成立

本件取引に関する個別契約は、運送依頼データ（または出荷依頼データ等）が伝達された時に成立するものとする。ただし、乙が甲に対して第7条の受信確認を求めた場合には、個別契約は受信確認の受領の時に成立するものとし、かつ甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

第10条 個別契約の変更

1. 甲は、第9条の個別契約の内容に変更が生じた場合は、甲乙で取り決めた期間内に限って、変更できる。甲は変更したデータを乙に対して_____により通知する。
2. 前項による通知があった場合、甲が変更前データを撤回したものとみなす。
3. 甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

第11条 データ保存および交付

1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
2. 保存および交付の細目に関しては運用マニュアルに定める。

第12条 費用負担

この協定に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。

第13条 システムの管理

1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。
2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。

第14条 秘密保持

1. 甲および乙は、この協定締結中はもとより、この協定完了後あるいはこの協定解除後においてもデータ交換の実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。
 - (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。
 - (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知公用であったもの。
 - (3) 相手方から開示を受けた後に、甲乙それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。

2. 甲および乙は、本件取引業務を履行する従業員その他の者に、前項の義務を遵守させるための必要な処置を講ずるものとする。

第15条 基本契約との関係

甲乙間で締結した本件取引に関する____年____月____日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

第16条 有効期間

この協定の有効期間は____年____月____日から____年____月____日までとし、期間満了の3ヵ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申出のない限り同一条件をもって更に____年継続するものとし、事後も同様とする。

本契約の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

物流EDI取引協定書（モデル）の逐条解説（案）

前文

_____（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、甲を荷送人（または寄託者）、乙を運送事業者（または倉庫事業者）とする甲乙間における別紙記載の運送（または寄託物保管等）に関する継続的取引（以下「本件取引」という）を「物流EDI標準」JTRNに基づく電子的なデータ交換」（以下「データ交換」という。）により円滑かつ合理的に推進するために、次のとおり協定を締結する。

（コメント）

（１）協定の対象

この物流EDI取引協定書は、基本的な契約をすでに締結している当事者間（本協定書では運送事業者と荷送人の間、または倉庫事業者と寄託者の間をいう）において、運送（または寄託物保管等）に関する取引を物流EDI標準「JTRN」に基づく電子データ交換によって行う場合を想定している。

（２）協定の位置づけ

データ交換協定書では、電子的な手段によってデータ交換を行うことから生ずる問題に限定して規定している。本件取引に関わる基本的な問題については、基本契約で定められていることを前提としている。また、システムの運用方法、電子データの内容など細部に関する合意は運用マニュアルで別に定めることにしている。（第3条参照）

（３）取引の内容

前文は、データ交換協定の目的を明らかにするとともに、協定の対象となる取引を明らかにするものである。本協定書は、データ交換により取引を円滑かつ合理的に推進することを目的としている。（JIPDEC/CIIの参考試案では個別の契約の成立を目的としている。）

前文は、協定の対象となる取引を別紙に記載することとしている。対象となる取引の表示が複雑でなければ、別紙とせずに、前文に書き込むことあるいは取引の対象に関する条項をおくことも考えられる。

第1条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引をデータ交換により成立させることに合意する。

（コメント）

継続的取引関係にある甲と乙が運送・倉庫業務に関わる取引を物流EDI標準「JTRN」に基づく電子データ交換によって行うことに合意したことを明文で規定するものである。

第2条 適用範囲

1. この協定は、データ交換を利用して行う甲乙間の個々の取引およびその付帯業務について適用する。
2. データ交換を利用して行う甲乙間の個々の取引およびその付帯業務の内容は、甲乙別途協議のうえ決定する。
3. 第2項について甲乙合意のうえ、随時その内容を変更することができる。

(コメント)

データ交換を利用して行う取引の適用範囲を定めている。データ交換を利用して行う甲乙間の個々の取引およびその付帯業務のすべてに適用することを明文化している。

第3条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、データ交換の安全および信頼確保のための手順、データの伝達方法、データ保存および交付、システムの異常、故障発生時に伴う処置その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル(以下「運用マニュアル」という)で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、その変更に伴う費用負担を含め、甲乙間で事前に協議を行い合意のうえ変更する。
4. この協定に定めた事項と運用マニュアルに定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

(コメント)

運用マニュアルは、データ交換協定書を受けて、取り扱うデータの種類、データフォーマット、データの伝達方法などをはじめ、データ交換を行う際に必要な技術的要件および手続きの詳細を定めるものである。実際のデータ交換の運用は、この運用マニュアルに従い行われることとなる。

運用マニュアルは協定書の一部として、その内容は法的拘束力を持つ。

具体的運用に必要な項目は、すべて運用マニュアルで定めることを前提としている。運用マニュアルで定めるべき事項は、J I P D E C / C I I のデータ交換協定書(参考試案)の逐条解説に記述されている「運用マニュアルにおいて定める事項」に準じることとする。

また、第4号において、協定書と運用マニュアルに相違がある場合にどちらを優先させるかについて明確に規定した。(E C E / W P . 4 モデル交換契約でも、モデル交換協定書が技術的附属書に優先する旨を規定している。)

第4条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。

- (1) 発信者の同一性の確認手順
- (2) 発信者の作成権限の確認手順
- (3) データ入力誤りの確認手順
- (4) 伝送途上におけるデータ変質の確認手順
- (5) その他甲および乙が合意する事項

(コメント)

本条の第1号の発信者の同一性の確認手順としては、パスワード、電子署名、暗号化等がある。

第2号の発信者の作成権限の確認手順としては、データ発信可能な端末を権限者でなければ使用できないように制限すること、メッセージ上に作成権限者の電子署名を付する等の方法がある。

第3号のデータ入力の誤りの有無に関する確認手順としては、入力されたデータ値の異常性を排除するような仕組みを用いるものがあり、値の上限・下限を設定し、この範囲を外れたものは異常データとして排除する、商品コードと商品名の双方を送信するようにしてこれらが一致しない場合にエラーデータとする等がある。これらの手順の採用により、一定程度、商品の数量、種類に関するリスクを軽減することも可能になる。

第4号の伝送途上におけるデータ変質の確認手順としては、パリティチェック、一方方向ハッシュ関数の利用や暗号化が挙げられる。後者では、暗号化されたデータが伝送途上で変質した場合、これを所定の鍵によって復号しても意味をなすメッセージが再現されないこととなり、これによって変質が判明する。

第5条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方または甲乙の承認したコンピュータ・ファイルに書き込むことにより行う。

(コメント)

具体的な伝達方法については、運用マニュアルで定める。

ここでは、発信者がデータを発信して、相手方のコンピュータ・ファイル、自己のコンピュータ・ファイル、またはVAN事業者などの第三者のコンピュータ・ファイルに書き込み、受信者が読み出し可能な状態になったときをデータの伝達としている。

第6条 読み出し不能データの取扱い

1. 伝達されたデータの読み出しができない場合データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を _____ により通知する。
2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。

(コメント)

伝達されたデータが受信者側に到達した痕跡は認められるが読み出し不能の場合の原因としては、人為的な操作ミス、ソフト・ハード的なトラブル、第三者の介入が考えられる。この場合、本条に従った対応で足りるが、あくまでも伝達データが読み取り可能な状態で伝達され、発信者が誰かが確認できることが原則となる。受信者に過大な通知義務（誰が発信者であるか、あるいは伝達内容を定期的に確認すべき義務を負担させるなど）を負わせないよう配慮が必要である。受信者側に到達した痕跡のみによっては、発信者すら確認出来ない場合には、本条の予定している「通知」そのものの対象となる前提がかけるため（すなわち、読み出しそのものできない）受信者は本条の通知義務を免除され、当該データは伝達されなかったものとすべきであろう。

読み出し不能の通知方法としては、電話のように口頭による通知ではなく、後に証拠が残せるようなFAX、電子メールのような方法で行うことが望ましい。

第7条 受信確認

1. 甲または乙は、相手方に対し、送信データの受信確認を求めることができる。この受信確認の方法は、特段の指定のない限り _____ の方法によるものとする。
2. 前項の受信確認を受領した場合、当該送信データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。

(コメント)

甲が乙に受信確認を請求してそれを受領したときには、甲の申込みは到達したことになり、乙はこれに拘束されることになる。逆に、乙が甲に受信確認を請求してそれを受領したときには、乙の承諾は到達したことになる。

なお、受信確認の受領には、データ伝達の完了の効果が与えられるだけで、それ自体は、伝達されたデータの内容を了知したこと、ないし了知可能となったことを意味するものではない。従って、受信されたデータの読み出しができることが判明したような場合には、その場合の受信確認には、第9条の契約成立の効果は生じない。

また、今後予想されるインターネットなどによるデータ交換では、到達が確認できないなど技術的問題もあることから、送信側が受信側に対して受信確認を求めることが必要になるう。

第8条 データの確定

甲および乙は、伝達されたデータが第4条各号に定める安全確保のための手順にしたがって作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。

(コメント)

第4条で規定する手順が履践されていることが確認された場合に、それぞれ確認された内容についてデータが確定するという効果が発生することを定めている。

第9条 個別契約の成立

本件取引に関する個別契約は、運送依頼データ(または出荷依頼データ等)が伝達された時に成立するものとする。ただし、乙が甲に対して第7条の受信確認を求めた場合には、個別契約は受信確認の受領の時に成立するものとし、かつ甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

(コメント)

本条は、個別契約の成立時点を明らかにするものである。JIPDEC/CIIの参考試案が「個別的な受発注を対象」としているが、運送・倉庫業務でのデータ交換の態様での契約成立時期は、基本的には同じであるとの考え方から、JIPDEC/CIIの参考試案での本条規定の「受注データ」を「運送依頼データ(または出荷依頼データ等)」に置き換えている。ここで、出荷依頼データ等とは、出荷依頼データと流通加工依頼データを示している。

運送取引において、運送事業者が荷物を受け取った時点を個別契約成立の時点とする考えもあるが、ここでは、データが伝達された時点を個別契約が成立した時点とし、荷物を受け取った時点を運送責任が発生する時点とした。

なお、基本契約書の中で個別契約の成立時点についての規定が存在する場合には、本条は必ずしも必要ないであろう。

第10条 個別契約の変更

1. 甲は、第9条の個別契約の内容に変更が生じた場合は、甲乙で取り決めた期間内に限って、変更できる。甲は変更したデータを乙に対して_____により通知する。
2. 前項による通知があった場合、甲が変更前データを撤回したものとみなす。
3. 甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

(コメント)

運送業務(または倉庫業務)では、個別契約の成立後に、データ内容に変更が生じる場合が多い。こうした物流業界の特情を考慮し、第9条の個別契約成立後の変更を甲乙間で定めた一定期間内であれば変更できることを条文化したものである。

変更されたデータが通知された時が契約の成立時点となる。この時点で、前に送信されたデータの契約は甲が撤回したものとみなす。

変更データの通知方法は、データ交換によることが望ましいが、それが困難の場合は電話のように口頭による通知ではなく、後に証拠が残せるようなFAX、電子メールのような方法で行うことが望ましい。

第11条 データ保存および交付

1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
2. 保存および交付の細目に関しては運用マニュアルに定める。

(コメント)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律が成立し、平成10年7月1日から電子データまたはコンピュータから直接出力して作成するマイクロフィルムによる保存が認められることとなったことを考慮し、これに準拠したデータの保存方法が必要である。

第12条 費用負担

この協定に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。

(コメント)

データ交換の運用に当たり発生する費用について具体的にどの費用をどちらが負担するか、別途定める旨を規定している。

第13条 システムの管理

1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。
2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。

(コメント)

J I P D E C / C I I 参考試案の条項をそのまま採用している。

第14条 秘密保持

1. 甲および乙は、この協定締結中はもとより、この協定完了後あるいはこの協定解除後においてもデータ交換の実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。
 - (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。
 - (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知公用であったもの。
 - (3) 相手方から開示を受けた後に、甲乙それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。
2. 甲および乙は、本件取引業務を履行する従業員その他の者に、前項の義務を遵守させるための必要な処置を講ずるものとする。

(コメント)

本条は、データ交換により知り得た情報の守秘義務を明文化したものである。

第15条 基本契約との関係

甲乙間で締結した本件取引に関する__年__月__日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

(コメント)

基本契約書と本協定書との間に相違がある場合には、本協定書が優先的に適用されることを明文化した。なお、基本契約書と本協定書に相違がない場合には、基本契約書の定めが適用される。また、本協定書と運用マニュアルとの関係については、第2条で定めている。

第16条 有効期間

この協定の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとし、期間満了の3ヵ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申出のない限り同一条件をもって更に 年継続するものとし、事後も同様とする。

(コメント)

一般の継続的契約同様に存続期間を定めている。

本契約の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

用語解説

インターネット【Internet】

通信プロトコルTCP/IPを用いて全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータネットワーク。その起源は米国防総省の高等研究計画局(ARPA)が始めた分散型コンピュータネットワークの研究プロジェクトであるARPAnetであるといわれている。

イントラネット【intranet】

通信プロトコルTCP/IPを初めとするインターネット標準の技術を用いて構築された企業内ネットワークのこと。

エクストラネット【extranet】

複数の企業間でイントラネットを相互接続したネットワーク。インターネットや専用の通信回線を用いて接続される。

全銀TCP/IP

全国銀行協会連合会（全銀協）が制定したファーム・バンキングおよびホーム・バンキング用の標準通信プロトコルである全銀手順を、インターネット上で実現できるようにしたもの。

ターミナルアダプタ【TA(terminal adapter)】

パソコンやモデム、アナログ電話、FAXなど、そのままではISDNに接続できない通信機器をISDNに接続するとき必要な信号変換機器。

物流EDI推進委員会【LEDIC(Logistics EDI Committee)】

「物流EDI標準JTRN」を維持・管理している機関（委員長；北澤博長野大学名誉教授、事務局；（社）日本ロジスティクスシステム協会、（社）日本物流団体連合会／物流EDIセンター）

プロトコル【protocol】

ネットワークを介してコンピュータ同士が通信を行う上で、相互に決められた約束事の集合。通信手順、通信規約などと呼ばれることもある。

ANSI X. 12【 American National Standards Institute 】

米国規格協会（ANSI）が制定したEDI標準。

ARPAnet【Advanced Research Projects Agency Network】

1969年に米国防総省の高等研究計画局(ARPA)が導入したコンピュータネットワーク。各地に分散したUNIXコンピュータ同士をTCP/IPで相互接続するという形態は、現在のインターネットの原型になったといわれている。

B to B (B2B)【Business to Business】

電子商取引(EC)の形態の一つ。企業間の取り引きのこと。

B to C (B2C)【Business to Consumer】

電子商取引(EC)の形態の一つ。企業と一般消費者の取り引きのこと。

CGI【Common Gateway Interface】

Webサーバが、Webブラウザからの要求に応じて、プログラムを起動するための仕組み。

e-business (eビジネス)

企業活動におけるあらゆる情報交換・蓄積手段を電子化し、経営効率を向上させること。

EC(電子商取引)【electronic commerce】

コンピュータネットワーク上で電子的に決済情報を交換して行う商取引。最近では、特にインターネットを通じて行われるビジネス全般を指す言葉として用いられる。

EDI【Electronic Data Interchange】

商取引に関する情報を標準的な書式に統一して、企業間で電子的に交換する仕組み。受発注や見積もり、決済、出入荷などに関わるデータを、あらかじめ定められた形式にしたがって電子化し、専用線やVANなどのネットワークを通じて送受信する。最近ではインターネットの普及に伴い、WebブラウザやXMLなどインターネット標準の技術を取り入れたり、通信経路にインターネットを用いることが増え、業界を超えた標準化、オープン化が進行している。

EDI 推進協議会 【 JEDIC (Japan Electronic Data Interchange Council) 】

EDIの産業界への普及、特に業種横断的な共通課題の検討および情報交換を行う場として、62の業界団体と政府の4省（オブザーバ）で組織する団体。事務局の運営は、（財）日本情報処理開発協会 / 電子商取引推進センターが行っている。

e-mail (Eメール) 【Electronic Mail】

インターネット上の電子メールシステム。インターネットを通じて文字メッセージの交換ができる。単に「電子メール」「メール」などと言った場合は、e-mailのことを指す場合が多い。

FTP 【File Transfer Protocol】

インターネットやイントラネットなどのTCP/IPネットワークでファイルを転送するときに使われるプロトコル。

HTTP 【HyperText Transfer Protocol】

Webサーバとクライアント(Webブラウザなど)がデータを送受信するのに使われるプロトコル。HTML文書や、文書に関連付けられている画像、音声、動画などのファイルを、表現形式などの情報を含めてやり取りできる。

IPA (情報処理振興事業協会) 【Information-technology Promotion Agency】

「情報処理振興事業協会」の略。「情報処理の促進に関する法律」に基づき、1970年10月に設立された政府関係機関(特別認可法人)。

ISDN 【Integrated Services Digital Network】

電話やFAX、データ通信を統合して扱うデジタル通信網。日本ではNTTが「INSネット」の名称でサービスを提供している。

MIME 【Multipurpose Internet Mail Extension】

インターネットやイントラネットなどのTCP/IPネットワーク上でやりとりされる電子メールで、各国語や画像、音声、動画などを扱うための規格。

MODEM (モデム) 【MOdulater-DEModulater】

「変復調装置」の略。コンピュータから送られてくるデジタルデータを音声信号に変換して電話回線に流したり、電話回線を通じて聞こえてくる音声信号をデジタルデータに変換したりする。

OOP (オブジェクト指向プログラミング)【Object Oriented Programming】

データとそれを操作する手続きをオブジェクトと呼ばれるひとまとまりの単位として一体化し、オブジェクトの組み合わせとしてプログラムを記述するプログラミング技法。

SMTP【Simple Mail Transfer Protocol】

インターネットやイントラネットで電子メールを送信するためのプロトコル。サーバ間でメールのやり取りをしたり、クライアントがサーバにメールを送信する際に用いられる。

TCP/IP【Transmission Control Protocol/Internet Protocol】

インターネットやイントラネットで標準的に使われるプロトコル。米国防総省が、核攻撃で部分的に破壊されても全体が停止することのないコンピュータネットワークを開発する過程で生まれた。

UN/EDIFACT【United Nations/EDI For Administration, Commerce and Transport】

国連欧州経済委員会が開発した国際EDI標準で、シンタックスルールや標準メッセージを定めている。UN/EDIFACTのシンタックスルールは、ISO(国際標準化機構)にISO9375として登録され、1988年に公開されている。

VAN (付加価値通信網)【Value Added Network】

「付加価値通信網」の略。データ通信に大容量の回線を保有する業者が、その回線を一般のユーザに切り売りするサービス。

W3C【World Wide Web Consortium】

WWWで利用される技術の標準化を進める団体。WWW技術に関わりの深い企業、大学・研究所、個人などが集まって、1994年10月に発足した。

WWW【World Wide Web】

インターネット標準のドキュメントシステムとして1995年頃から爆発的に普及し、現在では世界規模での巨大なWWW網が築かれている。インターネットで最も多く利用されるアプリケーションである。WWWで用いられる技術についてはIETFの下部組織であるW3Cが標準化にあたっている。

禁 無 断 転 載

物流 E D I 導入の手引き (第 2 版)

初版2001年 3 月発行

2002年 6 月発行

発行所 社団法人 日本物流団体連合会

物流 E D I センター

東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 3

全日通霞が関ビル内

電話 0 3 - 3 5 9 3 - 0 1 3 9

URL <http://www.transport.or.jp/edi/index.html>